諮問庁:国立大学法人長岡技術科学大学

諮問日:平成30年10月29日(平成30年(独情)諮問第62号) 答申日:平成31年1月28日(平成30年度(独情)答申第61号)

事件名:特定期間に開催された特定学部教授会の音声記録の不開示決定(不存

在)に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年4月から9月までに開催された特定学部教授会の音声記録」(以下「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年9月7日付け長技大総第144-2号(以下「原処分」という。)により、国立大学法人長岡技術科学大学(以下「長岡技術科学大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った不開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 おおむね以下のとおりである。

本決定は、審査請求人の審査請求に伴う処分の取消しを受けてのものである。

処分庁は、請求文書を廃棄したとするが、処分の取消しを求める審査請求の手続きにおいて、情報公開・個人情報保護審査会に対して、請求文書の内容性格等について、詳細な主張を行っており、この時点で存在していたことは明らかである。

処分庁にコンプライアンス意識があるとするならば、審査請求の審査過程にある請求文書を廃棄するとは到底考えられない。仮に、そのようなことが行われたとすれば、重大な情報公開逃れの愚行であり、強い批判は免れない。

また、担当職員のパソコン、媒体等の探索をどの程度真摯に行ったかも 明らかになっておらず、廃棄し存在しないという主張は到底信用できない。

以上のとおり、請求文書は処分庁において、現在においても、保有している可能性が極めて高く、それを不存在としたのは、事実誤認であり、取消しは免れない。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件経緯について
- (1)審査請求人は、平成29年9月15日付で「平成29年4月から9月までに開催された特定学部教授会の議事録、資料及び音声記録」についての開示請求を行った。
- (2) これに対し、処分庁は法9条1項に基づき、「特定学部教授会の議事録、資料」については、特定部分を除き開示とし、「特定学部教授会の音声記録」については、法人文書に該当しないことを理由とし不開示とする法人文書部分開示決定(平成29年10月16日長技大総大158号)(以下「当初処分」という。)を行った。
- (3) これに対し、審査請求人から当初処分を不服とする審査請求(平成3 0年1月9日付け)を受け、情報公開・個人情報保護審査会に諮問(平成30年(独情)諮問第7号)(以下「先行諮問」という。)を行ったところ、当初処分のうち「特定学部教授会の議事録、資料」については、不開示部分のうち特定部分を開示とし、「特定学部教授会の音声記録」については、法人文書に該当しないことを理由として不開示とした決定について改めて開示決定等をすべきと答申(平成30年度(独情)答申第12号)(以下「先行答申」という。)を受けた。
- (4) これに伴い、裁決により当初処分の一部を取り消し、「特定学部教授会の音声記録」については、開示請求日以前に廃棄しているため、文書不存在であり、開示することができないことを理由とする法人文書不開示決定(平成30年9月7日長技大総第144-2号)(原処分)を行った。
- 2 対象文書について

審査請求のあった文書については、以下のとおりである。

「平成29年4月から9月までに開催された特定学部教授会の音声記録」

- 3 審査請求の趣旨
 - 原処分を取り消し、全部を公開決定すること。
- 4 審査請求の理由 上記第2の2のとおりである。
- 5 原処分維持の妥当性
- (1)審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で次のとおり主張している。

ア 当初処分の取消しを求める審査請求の手続において、情報公開・個人情報保護審査会に対して、請求文書の内容性格等について詳細な主張を行っているため、その時点で本件対象文書が存在していたことは明らかである。

- イ 担当職員のパソコン、媒体等の探索をどの程度真摯に行ったかも明らかになっておらず、廃棄し存在しないという主張は到底信用できない。
- (2) 諮問庁における「特定学部教授会の音声記録」の取扱いについて 諮問庁は、先行諮問において、本件対象文書について次のとおり説明 している。
 - ア 教授会の議事要旨は、通常、本学の職員が手書きでとったメモをベースに作成しており、音声記録はそれを補うために使用するものである。具体的には、担当職員が職務上義務付けられている議事要旨の作成に当たり、質疑応答が紛糾するなど発言主旨が不明となった場合にのみこれを使用し、確認するものである。

なお、本学の文書管理規則においては、音声記録の取扱いについて 定めがなく、飽くまで個人的に使用するための記録であり、組織的 に用いているものではない。

- イ 音声記録は、録音後、議事要旨作成が完了するまで、長岡技術科学 大学が保有し、議事要旨の作成を担当する部署において共有されてい るICレコーダーに一時的に保存しているが、保存を義務付ける取扱 いもなく、担当職員が自己の判断によりデータを削除している。
- (3) 原処分の妥当性について

諮問庁は、以下の理由により、原処分は妥当であると判断する。

- ア 上記(2)は、諮問庁における「教授会の音声記録」の慣例的な取得の状況・管理・保存の状況、使用状況等について説明したものであり、本件対象文書に限定して説明されたものではないため、当該説明と本件対象文書の存否については関係性がないものである。加えて、本件対象文書については、上記(2)の取扱いにしたがって、担当職員が自己の判断により、開示請求がなされるよりも前に廃棄している。したがって、審査請求人の上記(1)アの主張には理由がないといえる。
- イ なお、審査請求人の上記(1)イの主張を踏まえ、改めて担当職員 のパソコン、ICレコーダー、共有フォルダ等の探索を行ったが、当 該文書を確認することはできなかった。

6 結論

以上のことから、諮問庁は、原処分を妥当と判断し、原処分の維持が適 当と考えるため、諮問を行うものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

- ③ 同年12月17日 審議
- ④ 平成31年1月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 開示請求日以前に当該文書を廃棄しているため、開示することができない として不開示とする決定(原処分)を行った。

これに対して、審査請求人は、本件対象文書は存在しているとして、原 処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしている ことから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1)本件対象文書は、「平成29年4月から9月までに開催された特定学部教授会の音声記録」であるところ、先行答申において、法人文書に該当しないとして不開示とした決定について、「改めて開示決定等をすべき」と判断されているが、先行答申を受けて行われた原処分については、開示請求日(平成29年9月15日)以前に当該音声記録を廃棄しているため、開示することができないとして不開示とされていると認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の保 有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下 のように説明する。

- ア 一般的に、教授会の音声記録については、録音後、議事要旨作成が 完了するまで、長岡技術科学大学が保有し、議事要旨の作成を担当す る部署において共有されている I C レコーダーに一時的に保存してい るものの、保存を義務付ける特段の取扱いもなく、事実上、担当職員 が自己の判断によりデータを削除しているものである。
- イ 平成29年4月から9月までに開催された特定学部教授会の音声記録(本件対象文書)においても,担当職員の自己の判断により,開示請求(平成29年9月15日)以前に,廃棄していたものである。

なお、先行諮問においては、本件音声記録が法人文書に該当しない として不開示とした決定についての妥当性が争点となっていたので、 本件音声記録が不存在であったことについて、情報公開・個人情報保 護審査会に示さなかった。

ウ 審査請求人は、先行諮問の手続において、情報公開・個人情報保護審査会に対して、請求文書の内容性格等について詳細な主張を行っているため、その時点で本件対象文書が存在していたことは明らかである旨主張するが、これは、諮問庁における「教授会の音声記録」の慣例的な取得の状況・管理・保存の状況、使用状況等について説明した

ものであり、本件対象文書に限定して説明したものではないため、当 該説明と本件対象文書の存否については関係性がないものである。

- エ 長岡技術科学大学において、改めて担当職員のパソコン、ICレコーダー及び共有フォルダ等の探索を行ったが、当該文書を確認することはできなかった。
- (2) 先行答申に係る諮問庁の説明等において、本件対象文書が既に廃棄されていたことの説明が一切なかったことについては、当審査会及び審査請求人に対し、誤解を生じさせる不誠実な対応であったといわざるを得ず、今後、適切に対応することが強く望まれるが、本件対象文書は既に廃棄済みであるとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、これを否定するに足りる事情はない。

したがって、長岡技術科学大学において本件対象文書を保有している と認めることはできない。

- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するも のではない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、長岡技術科学大学において本件対象文書を保 有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 泉本小夜子,委員 山本隆司